

栃木県子ども・若者支援地域協議会設置要綱

(設置目的)

- 第1条 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条第1項の規定により、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者等に対する総合的な支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、栃木県子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
- 2 協議会は、児童期及び成人期のひきこもり本人や家族等の支援を目的とするひきこもり対策推進事業実施要領（厚生労働省）において、情報交換等各関係機関間で恒常的な連携を確保するため設置が求められている連絡協議会を兼ねるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。
- (1) 支援対象となる子ども・若者等（ひきこもりについては児童期及び成人期を含む。以下「子ども・若者等」という。）の支援に係る情報交換及び連絡調整に関すること
 - (2) 子ども・若者等の支援に係る関係機関等の相互連携・協力に関すること
 - (3) 子ども・若者等の支援に関する調査・研究及び支援にあたる人材の育成に関すること
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること

(組織)

- 第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関・団体等（以下「構成機関」という。）をもって構成する。ただし、必要に応じて見直すことができる。
- 2 協議会に会長を置き、栃木県生活文化スポーツ部次長兼県民協働推進課長をもって充てる。
 - 3 協議会に副会長を置き、栃木県保健福祉部障害福祉課長をもって充てる。
 - 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
 - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長が、その職務を代理する。
 - 6 会長、副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

- 第4条 協議会に全体会議、個別ケース検討会議を置く。
- 2 会長は、協議会をより効果的に運営するため、必要に応じ会長以外の者に会議を主催させ、議題に関連する構成機関のみをもって開催することができる。
 - 3 会長が必要と認めるときは、協議会の構成機関以外の者に対し、必要な協力を求めることができる。

(全体会議)

- 第5条 全体会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 全体会議は、構成機関が推薦する担当者をもって構成する。

(個別ケース検討会議)

第6条 個別ケース検討会議は、協議会事務局が主催し、個別ケースについて支援方針の協議等が必要と認める場合に開催することができる。

2 個別ケース検討会議は、協議会事務局が当該ケース検討のため必要であると認めた構成機関及び構成機関以外の関係機関等がそれぞれ推薦する担当者をもって構成する。

(調整機関)

第7条 法第21条第1項に規定する子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）は、栃木県生活文化スポーツ部県民協働推進課とする。

2 調整機関は、次に掲げる事務を行う。

(1) 協議会に関する事務の総括及び連絡調整に関すること

(2) その他、協議会の円滑な運営に必要な事項に関すること

(協議会の運営方法)

第8条 協議会の運営は、栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センター等運営業務を受託した者が事務局となり行うものとする。

2 協議会の事務局は、栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センター内に置く。

(秘密保持義務)

第9条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事した者は、法第24条の規定により、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(経費負担)

第10条 協議会に係る経費については、事務局の運営に係るものを除き、各構成機関において負担する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2(2020)年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5(2023)年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

協議会構成機関

分野等	機関等の名称
教育	栃木県教育委員会事務局学校安全課
	栃木県教育委員会事務局義務教育課
	栃木県教育委員会事務局高校教育課
	栃木県教育委員会事務局生涯学習課
	栃木県河内教育事務所（教育事務所代表）
	栃木県総合教育センター
福祉・保健・医療	栃木県保健福祉部保健福祉課
	栃木県保健福祉部障害福祉課
	栃木県保健福祉部こども政策課
	栃木県県西健康福祉センター（健康福祉センター代表）
	栃木県障害者総合相談所（栃木県発達障害者支援センター）
	栃木県精神保健福祉センター
	栃木県中央児童相談所（児童相談所代表）
	宇都宮市保健所
雇用	栃木労働局
	栃木県産業労働観光部労働政策課（とちぎジョブモール）
	とちぎ若者サポートステーション
	とちぎ県南若者サポートステーション
	とちぎ県北若者サポートステーション
矯正・更生保護	宇都宮保護観察所
	宇都宮少年鑑別所
	栃木県警察本部生活安全部人身安全少年課
総合相談	栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センター
	宇都宮市青少年自立支援センター（青少年指導センター代表）
民間支援団体	特定非営利活動法人 KHJ とちぎベリー会
	特定非営利活動法人 とちぎユースワークカレッジ
	社会福祉法人 栃木県社会福祉協議会
調整機関	栃木県生活文化スポーツ部県民協働推進課